

広島県告示第三百九号

広島県産業集積促進助成要綱を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県産業集積促進助成要綱

(目的)

第一条 この要綱は、広島県内において、先端・成長分野に関する製造・研究開発等の事業に係る設備投資を行う者及び県営産業団地等に事業場等を新設し、増設し、又は移転する者に対し助成金の交付を行うことにより、活力ある産業の集積と雇用機会の拡大を図り、もって広島県産業の継続的な発展と県民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 先端・成長産業集積事業 別表第一に掲げる技術分野に関する製品若しくはその部材の製造の用に供する工場若しくは当該技術分野に関する試験研究施設（以下「先端工場等」という。）を新設し、若しくは増設し、又は先端工場等において設備を新設し、増設し、若しくは更新する事業をいう。
- 二 県営産業団地等 県又は県土地開発公社が造成し、産業振興を目的として分譲する団地をいう。
- 三 県営産業団地等立地事業 別表第二に掲げる業種に属する事業の用に供する事業場を県営産業団地等に新設する事業をいう。
- 四 リース事業者等 県又は県土地開発公社と土地売買契約を締結するリース業者、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社その他の企業立地を支援する事業者であつて、当該土地売買契約に係る土地又は当該土地に設置された建物（施設及び附帯設備を含む。）を運営主体となる者に賃貸することについて、県又は県土地開発公社が承認したものをいう。
- 五 新規雇用常用労働者 先端・成長産業集積事業又は県営産業団地等立地事業の実施に伴つて当該先端工場等又は事業場に新たに採用され、継続して常時雇用される労働者（これらの事業を行う者の従業員であつて、これらの事業の実施に伴つて県外の事業場から新たに転入する者を含む。）をいう。
- 六 同一敷地 原則として連続した一区画内の土地をいい、土地が道路、河川、鉄道等を隔てて直ちに隣接している場合にあつては、これらの土地は、同一敷地とみなす。ただし、県営産業団地等にあつては、県又は県土地開発公社と新たに締結する土地売買契約に係る土地とこれに隣接する土地は、同一敷地とみなさない。

(助成金の交付)

第三条 県は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、予算の範囲内で助成金の交付を

行うものとする。

一 次に掲げる要件を備える先端・成長産業集積事業であつて、知事が指定するもの（以下本則において「指定先端・成長産業集積事業」という。）を実施し、自ら当該先端工場等若しくは設備を使用する事業者又は指定先端・成長産業集積事業を実施するリース事業者等

イ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）に基づく広島県基本計画における集積区域に該当する地域内で行われるものであること。

ロ 新規雇用常用労働者が十人以上のものであつて、引き続きこの水準を維持することが確実であること。

ハ 当該事業により新設し、増設し、又は更新する先端工場等又は設備が、次号又は広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成要綱（昭和五十七年広島県告示第三百六十七号。以下「立地促進助成要綱」という。）第三条第一項若しくは附則第五項第一号から第四号までの規定による助成の対象とされていないこと。

二 同一敷地内で過去にこの号の指定を受けていないこと。
次に掲げる要件を備える県営産業団地等立地事業であつて、知事が指定するもの（以下本則において「指定県営産業団地等立地事業」という。）を実施し、自ら当該事業場を使用する事業者又は指定県営産業団地等立地事業を実施するリース事業者等

イ 平成二十八年三月三十一日までに県又は県土地開発公社と県営産業団地等に係る土地売買契約を締結し、平成二十三年四月一日以降に初めて、当該土地を事業の用に供し、かつ、当該土地において事業場の新設が行われること。

ロ 別表第二に掲げる業種に属する事業の用に直接供する部分の延べ床面積が五百平方メートル以上であり、かつ、新規雇用常用労働者が十人以上のものであつて、引き続きこの水準を維持することが確実であること。

ハ 当該事業により新設する事業場が、前号又は立地促進助成要綱第三条第一項若しくは附則第五項第一号から第四号までの規定による助成の対象とされていないこと。

三 平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に県又は県土地開発公社と県営産業団地等に係る土地売買契約を締結し、当該土地において、製造、販売、試験研究、サービス業等の用に供する施設であつて、助成金を交付することが適当と知事が認めるものを新設し、増設し、又は移設する事業者

2 複数の事業者（リース事業者等を含む。）が共同して指定先端・成長産業集積事業若しくは指定県営産業団地等立地事業を実施し、又は前項第三号に規定する要件を備える施設を新設し、増設し、若しくは移設する場合にあつては、親会社がその子会社（親会社にその株式の全てを所有されている子会社に限る。以下同じ。）と共同して当該新設、増設、更新又は移設を行うときに限り、これらを一つの事業者とみなし、当該複数の事業者のうち当該先端工場等、事業場又は施設（以下これらを「事業場等」と総称する。）の運営主

体となる者を同項各号に該当する者とすることができる。

3 リース事業者等と事業場等の運営主体となる者が共同して指定先端・成長産業集積事業若しくは指定県営産業団地等立地事業を実施し、又は第一項第三号に規定する要件を備える施設を新設し、増設し、若しくは移設する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、いずれの者も第一項各号に該当する者とすることができる。

(指定の申請)

第四条 前条第一項第一号又は第二号の規定による指定(以下単に「指定」という。)を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる申請書に同表の下欄に掲げる添付書類を添えて、新設し、増設し、又は更新しようとする事業場等(設備を含む。以下同じ。)に係る工事に着手する日(先端・成長産業集積事業において建物の建設を伴わない場合にあつては、当該事業に着手する日)の一月前までに知事に提出しなければならない。

対 象 者	申 請 書	添 付 書 類
前条第一項第一号に該当する者	奨励指定申請書 (別記様式第一号)	(1) 新增設先端工場等建設計画書 (2) 機器等整備計画書 (3) 公害防止施設説明書 (4) 労働者の雇入れに関する計画書 (5) その他知事が必要と認める書類
前条第一項第二号に該当する者	奨励指定申請書 (別記様式第一号の二)	(1) 新設事業場建設計画書 (2) 機器等整備計画書 (3) 公害防止施設説明書 (4) 労働者の雇入れに関する計画書 (5) その他知事が必要と認める書類

(指定書の交付)

第五条 知事は、指定をするときは、別記様式第二号による奨励指定書を交付するものとする。

(助成金の額)

第六条 第三条第一項の規定による助成金の額は、次の各号の定めるところによる。

一 第三条第一項第一号に該当する者に係る助成金の額は、指定先端・成長産業集積事業の設備投資額(土地の取得に要する費用を除く。以下同じ。)に百分の五(新規雇用常用労働者数が二十人以上三十人未満の場合は百分の十、三十人以上の場合は百分の十五)を乗じて得た額とし、同一敷地内の指定先端・成長産業集積事業について、三十五億円を限度とする。

二 第三条第一項第二号に該当する者に係る助成金の額は、指定県営産業団地等立地事業の設備投資額に百分の十五を乗じて得た額とし、同一敷地内の指定県営産業団地等立地事業について、十億円を限度とする。

三 第三条第一項第三号に該当する者に係る助成金の額は、県又は県土地開発公社と締結

した土地売買契約書に定めた売買金額（売買契約書に定められた納付期限内に完納した額とし、延納利息等他の経費は除く。）に別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる助成率を乗じて得た額とする。ただし、指定先端・成長産業集積事業又は指定県営産業団地等立地事業（以下「指定事業」という。）の実施に伴いこの号に規定する助成金の交付を受ける場合にあつては、同一敷地内のものについて、第一号又は前号に規定する助成金の額と合算して五十億円を限度とする。

四 第三条第三項に該当する場合は、リース事業者等に交付する助成金と事業場等の運営主体となる者に交付する助成金の合計額について、第一号から前号までに規定する限度額を適用するものとする。

五 前各号の規定により計算した額に千円未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てるものとする。

六 第一号又は第二号に規定する助成金の額が二億円を上回る場合には、別表第四の第一欄に掲げる区分に従い、初年度及び次年度以降の交付限度額はそれぞれ同表の第二欄及び第三欄に掲げる額とし、同表の第四欄に掲げる交付年限により分割して交付するものとする。

（助成金の交付申請）

第七条 第三条第一項の規定による助成金の交付を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる交付申請書（設備投資等の実績に基づく申請書）に同表の下欄に掲げる添付書類を添えて、新設し、増設し、更新し、又は移転した事業場等による業務を開始した日から一年以内に知事に提出しなければならない。ただし、第四条に定める申請書により工期を分けて事業場等を新設し、又は増設する計画が提出された指定事業にあつては、全工期の完了前に第三条第一項第一号又は第二号に規定する要件を満たした場合に限り、各工期において整備された事業場等の部分による業務の開始をもって、当該工期分についての交付申請書を提出できるものとする。

対 象 者	申 請 書	添 付 書 類
第三条第一項第一号に該当する者	助成金交付申請書 （別記様式第三号）	(1) 事業概要説明書 (2) 新增設先端工場等建屋一覧表 (3) 新規雇用常用労働者一覧表 (4) 助成金充当施設の概要 (5) 公害防止対策の概要 (6) その他知事が必要と認める書類
第三条第一項第二号に該当する者	助成金交付申請書 （別記様式第三号の二）	(1) 事業概要説明書 (2) 新設事業場建屋一覧表 (3) 新規雇用常用労働者一覧表 (4) 助成金充当施設の概要 (5) 公害防止対策の概要 (6) その他知事が必要と認める書類

<p>第三条第一項第三号に該当する者</p>	<p>助成金交付申請書 (別記様式第三号の三)</p>	<p>(1) 事業概要説明書 (2) 施設一覧表 (3) 新規雇用常用労働者一覧表 (4) 公害防止対策の概要 (5) 助成対象経費の概要 (6) 施設図面 (7) その他知事が必要と認める書類</p>
------------------------	---------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 県営産業団地等に係る延納特約付土地売買契約を締結した事業者であつて、新設し、増設し、若しくは移転した施設による業務の開始時において当該土地売買契約に係る売買代金を完納していないもの又は事業用定期借地権設定契約に係る県営産業団地等において業務を開始した後に当該県営産業団地等に係る土地売買契約を締結した事業者が、第三条第一項第三号の規定による助成金の交付を受けようとする場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該売買代金を完納した日から一年(ただし、県又は県土地開発公社と土地売買代金が二十億円以上の土地売買契約を締結し、当該契約書に定める支払方法により土地売買代金を支払い、かつ、当該契約書に定める期日までに当該施設による業務を開始することが確実と認められる場合にあつては、当該契約書に定める各支払期日から一年)以内に、別記様式第三号の三による交付申請書を知事に提出しなければならない。

3 別記様式第三号の三の交付申請書を提出する者が、第三条第一項第一号若しくは第二号又は立地促進助成要綱第三条第一項若しくは附則第五項第一号から第四号までの規定による助成金の交付を申請している場合にあつては、第一項の表の下欄に掲げる添付書類のうち同一の内容と認められるものについては、これを省略することができる。

(助成金の交付決定等及び通知)

第八条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書を審査して助成金の交付の決定及び額の確定を行うものとし、交付の決定及び額の確定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件並びに確定額を申請者に通知するものとする。

(協力工場の育成等)

第九条 県は、指定事業を実施する事業者の事業活動の円滑な運営に資するため、協力工場(事業場等に原材料、部品、資材等を供給する工場をいう。)の育成及びあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。

(労働者の確保)

第十条 県は、指定事業に係る事業場等の所在地を管轄区域とする市町(以下「地元市町」という。)及びその周辺の市町の協力を得て、第三条第一項第一号又は第二号に該当する者(以下「奨励指定者」という。)が雇用する労働者の確保に努めるものとする。

(産業関連施設の整備)

第十一条 県は、地元市町の協力を得て、奨励指定者の事業活動の円滑な運営に資するため、労働者の住宅、道路、用水施設、港湾等産業関連施設の整備に努めるものとする。

(指定事業の承継)

第十二条 指定事業を実施する事業者について合併、譲渡、相続その他の事由により変更が生じた場合は、当該事業者の地位を承継する者が、当該指定事業を承継できるものとする。

2 指定事業について複数の事業者が共同して実施することとなった場合は、親会社がその子会社と共同して当該指定事業を実施する場合に限り、当該複数の事業者のうち当該指定事業の実施主体となる者を前項に規定する事業者の地位を承継する者とみなし、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項(前項の規定により適用される場合を含む。)の規定により指定事業を承継する者は、別記様式第四号による指定事業承継届に承継を証する書類を添えて、当該指定事業を承継した日(前項の規定により第一項の規定を適用する場合においては、複数の事業者が共同して当該指定事業を実施することとなった日)から一月以内に知事に提出しなければならぬ。

(指示事項の遵守)

第十三条 第三条第一項各号に該当する者(以下「助成対象者」という。)は、知事が事業報告を求めるなど必要な指示をしたときには、これに従わなければならない。

(指定等の取消し)

第十四条 知事は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定又は助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- 一 正当な理由によることなく指定後又は県営産業団地等に係る土地売買契約の締結後三年以内に指定又は助成金の交付に係る事業場等において業務を開始しないとき。
- 二 正当な理由によることなく指定又は助成金の交付に係る事業場等において業務を開始した後十年以内に当該業務を休止し、又は廃止したとき。
- 三 助成金の交付に係る土地を処分したとき。
- 四 第三条第一項に規定する要件を欠くに至ったとき。
- 五 この要綱に違反する行為があったとき。
- 六 偽りその他不正の手段により指定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。

(助成金等の返還)

第十五条 知事は、前条の規定により指定又は助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第十六条 助成対象者は、第十四条の規定に基づく取消しにより助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日(助成金が二回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領の日とし、その日に受領した額が返還すべき額に達しないときは、これに達するまで順次遡りそれぞれ受領した日)から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間について

は、既に納付した額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 助成対象者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他制度との調整）

第十七条 助成対象者に対する国、県又は地元市町が行う制度に基づく措置とこの要綱に基づく措置とが重複して適用される場合のこの要綱の適用については、知事が別に定める。

（委任）

第十八条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成二十三年四月一日から施行し、同日以後に新設、増設又は更新に係る工事に着手する事業（先端・成長産業集積事業において建物の建設を伴わない場合にあつては、同日以後に着手する当該事業）から適用する。

（指定申請期限の特例）

2 この要綱の施行の日以後一月以内に事業場等の新設、増設又は更新に係る工事に着手する者に対する第四条の申請期限については、同条の規定にかかわらず、当該工事に着手する日（先端・成長産業集積事業において建物の建設を伴わない場合にあつては、当該事業に着手する日）までとする。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに県若しくは県土地開発公社と県営産業団地等に係る土地売買契約を締結する事業者又は第四条の規定による申請書を知事に提出し、指定を受けている事業者に係る助成金の交付については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

別表第一（第二条関係）

区 分	技 術 分 野
エネルギー供給技術	太陽光発電、風力発電、高効率天然ガス火力発電、高効率石炭火力発電、高速増殖炉サイクル、次世代軽水炉、中小型炉、超電導送電、水素製造、バイオマス利活用（ガソリン代替系・軽油代替系）
エネルギー需要技術（運輸）	高効率自動車（ハイブリッド・電気自動車、燃料電池自動車等）、高効率鉄道車両、低燃費航空機（低騒音）、高効率船舶

エネルギー需要技術(その他)	省エネ家電・情報機器(グリーンIT)、高効率照明、高効率ヒートポンプ、燃料電池、省エネ住宅(断熱材・断熱ガラス)、水素還元製鉄、革新的製造プロセス、パワーエレクトロニクス
社会システム技術	高度道路交通システム(ITS)、テレワーク、エネルギーの面的利用(HEMS/BEMS/地域レベルEMS)、高性能電力貯蔵、水素貯蔵・輸送
温室効果ガス削減技術	二酸化炭素回収・貯留(CCS)、その他(メタン等)温室効果ガス削減技術、超長期住宅(住宅の長寿命化による廃棄物等の削減)、地球観測・気候変動予測
その他知事が特に認めるもの	

注 1 「パワーエレクトロニクス」とは、発電、送配電、蓄電、電気機器等で使われる半導体等を活用したインバータ等の技術をいう。

2 「EMS」とは「Energy Management Systemの略であり、「HEMS (Home Energy Management System)」とは家庭における「BEMS (Building Energy Management System)」とはビル等の建物におけるエネルギーを管理し、エネルギー利用の最適化を図る技術をいい、「地域レベルEMS」とは、より広域的なエネルギー管理システムをいう。

別表第二(第二条関係)

一 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成十九年総務省告示第六百十八号)に定める日本標準産業分類に規定する次の業種

分類番号	業 種 名
〇九	食料品製造業
一〇	飲料・たばこ・飼料製造業(たばこを除く。)
一一	繊維工業
一二	木材・木製品製造業
一三	家具・装備品製造業
一四	パルプ・紙・紙加工品製造業
一六	化学工業
一八	プラスチック製品製造業
一九	ゴム製品製造業
二一	窯業・土石製品製造業
二二	鉄鋼業
二三	非鉄金属製造業
二四	金属製品製造業
二五	はん用機械器具製造業
二六	生産用機械器具製造業
二七	業務用機械器具製造業
二八	電子部品・デバイス・電子回路製造業
二九	電気機械器具製造業
三〇	情報通信機械器具製造業

三一	輸送用機械器具製造業
三三	電気業
三九	情報サービス業
四〇	インターネット付随サービス業
四一	映像・音声・文字情報制作業
四四	道路貨物運送業
四五	水運業
四七	倉庫業
四八	運輸に附帯するサービス業
五〇	各種商品卸売業
五二	飲食料品卸売業
五三	木材・竹材卸売業
五四	農業用機械器具卸売業
五五	家具・建具卸売業
七一	専門サービス業
七二	広告業
七三	技術サービス業
七四	その他の事業サービス業
九二	その他の事業サービス業

二 その他知事が特に認める業種

別表第三（第六条関係）

企業用地	助成率
一 県又は県土地開発公社が造成した団地（三に掲げるものを除く。）のうち、地元市町が土地取得費について助成（土地取得費に百分の五以上を乗じて得た額を助成金の額とするものに限る。）の対象としている団地	一〇〇分の四〇
二 県又は県土地開発公社が造成した団地（一及び三に掲げるものを除く。）	一〇〇分の二五
三 県港湾特別整備事業費特別会計により造成した企業用地	一〇〇分の一〇

別表第四（第六条関係）

助成金の額	単年度限度額 (初年度)	単年度限度額 (次年度以降)	交付年限
二億円を超え四億円以下	二億円	二億円	二か年度
四億円を超え六億円以下	二億円	二億円	三か年度
六億円を超え七億円以下	三億円	二億円	三か年度
七億円を超え九億円以下	三億円	三億円	三か年度
九億円を超え十億円以下	四億円	三億円	三か年度
十億円を超え十二億円以下	四億円	四億円	三か年度
十二億円を超え十三億円以下	五億円	四億円	三か年度

(別記)

様式第1号 (第4条関係)

奨励指定申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所

申請者氏名又は名称

及び代表者名

④

広島県産業集積促進助成要綱第3条第1項第1号の規定による指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

新増設先端工場等の名称		新増設先端工場等の所在地	
新設又は別増設の別		主たる製品(業種)	()
新増設先端工場等の工期	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	新増設先端工場等建築延べ床面積	m ²
新増設先端工場等操業開始予定日	平成 年 月 日	新規雇用者数	
新増設に要する費用		助成金対象施設に要する費用	
助成金対象施設の名称			

添付書類 (1) 新増設先端工場等建設計画書

(2) 機器等整備計画書

(3) 公害防止施設説明書

(4) 労働者の雇入れに関する計画書

(5) 事業計画図面

(6) 法人にあっては、定款

(7) 法人にあっては、登記事項証明書 (履歴事項証明書に限る。)

(8) 印鑑証明書

(9) 申請時前3年分の営業報告書及び県税について滞納がないことを証明する書面

(10) 共同事業者に関する説明書 (第3条第2項の規定を適用する場合に限る。)

(11) リース事業者等と施設の運営主体となる者の共同事業に関する説明書 (第3条第3項の規定を適用する場合に限る。)

様式第 1 号の 2 (第 4 条関係)

奨励指定申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所

申請者 氏名又は名称
及び代表者名

㊦

広島県産業集積促進助成要綱第 3 条第 1 項第 2 号の規定による指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

新設事業場の名称		新設事業場の所在地	
主たる製品 (業種)	()		
新設事業場の工期	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	新設事業場の建築延べ床面積	m ²
新設事業場の業務開始予定日	平成 年 月 日	新規雇用常用労働者数	
新設に要する費用		助成金対象施設に要する費用	
助成金対象施設の名称			

添付書類 (1) 新設事業場建設計画書

- (2) 機器等整備計画書
- (3) 公害防止施設説明書
- (4) 労働者の雇入れに関する計画書
- (5) 事業計画図面
- (6) 法人にあっては、定款
- (7) 法人にあっては、登記事項証明書 (履歴事項証明書に限る。)
- (8) 印鑑証明書
- (9) 申請時前 3 年分の営業報告書及び県税について滞納がないことを証明する書面
- (10) 共同事業者に関する説明書 (第 3 条第 2 項の規定を適用する場合に限る。)
- (11) リース事業者等と施設の運営主体となる者の共同事業に関する説明書 (第 3 条第 3 項の規定を適用する場合に限る。)

様式第2号 (第5条関係)

奨 励 指 定 書

指 令 第 号

(住 所)

[氏名又は名称
及び代表者名]

平成 年 月 日付けで申請の奨励指定については、広島県産業集積促進助成
要綱第5条の規定により次のとおり指定します。

平成 年 月 日

広島県知事



- 1 指定の対象とする施設の所在地及び名称
- 2 実施する措置
- 3 奨励指定の条件

様式第 3 号 (第 7 条関係)

助 成 金 交 付 申 請 書

平成 年 月 日

広 島 県 知 事 様

住 所

申請者 氏名又は名称

及び代表者名

㊟

広島県産業集積促進助成要綱第 3 条第 1 項第 1 号の規定による助成金の交付を受けた
 いので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請額 金 円

新 増 設 先 端 工 場 等 の 名 称		新 増 設 先 端 工 場 等 の 所 在 地	
主たる製品 (業 種)	()		
新 増 設 先 端 工 場 等 の 期	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	新 増 設 先 端 工 場 等 建 築 延 べ 床 面 積	m ²
新 増 設 先 端 工 場 等 の 操 業 開 始 日	平成 年 月 日	新 規 雇 用 常 用 労 働 者 数	
新 増 設 に 要 した 費 用		助 成 金 対 象 施 設 の 設 置 に 要 し た 費	

添付書類 (1) 事業概要説明書

(2) 新増設先端工場等建屋一覧表

(3) 新規雇用常用労働者一覧表

(4) 助成金充当施設の概要

(5) 公害防止対策の概要

(6) 事業場図面

様式第 3 号の 2 (第 7 条関係)

助 成 金 交 付 申 請 書

平成 年 月 日

広 島 県 知 事 様

住 所

申請者 氏名又は名称

及び代表者名

㊟

広島県産業集積促進助成要綱第 3 条第 1 項第 2 号の規定による助成金の交付を受けた
いので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請額 金 円

新設事業場の名称		新設事業場の所在地	
主たる製品(業種)	()		
新設事業場の工期	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	新設事業場の建築延べ床面積	m ²
新設事業場業務開始日	平成 年 月 日	新規雇用者数	
新設に要した費用		助成金対象施設の設置に要した費用	

添付書類 (1) 事業概要説明書

(2) 新設事業場建屋一覧表

(3) 新規雇用常用労働者一覧表

(4) 助成金充当施設の概要

(5) 公害防止対策の概要

(6) 事業場図面

様式第 3 号の 3 (第 7 条関係)

助 成 金 交 付 申 請 書

平成 年 月 日

広 島 県 知 事 様

住 所

申請者 氏名又は名称
及び代表者名

①

広島県産業集積促進助成要綱第 3 条第 1 項第 3 号の規定による助成金の交付を受けた
いので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請額 金 円

施 設 の 名 称		施 設 の 地 所	
業 務 の 内 容			
施 設 の 期	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	施 設 の 延 べ 積 床 面	
施 設 の 業 務 開 始 日	平成 年 月 日	新 規 雇 用 常 用 労 働 者 数	
施 設 の に 要 し た 費 用	土地の取得に要した費用	そ の 他 の 経 費	

添付書類 (1) 事業概要説明書

(2) 施設一覧表

(3) 新規雇用常用労働者一覧表

(4) 公害防止対策の概要

(5) 助成対象経費の概要

(6) 施設図面

様式第 4 号 (第12条関係)

指 定 事 業 承 継 届

平成 年 月 日

広 島 県 知 事 様

住 所

申請者 氏名又は名称
及び代表者名

①

平成 年 月 日付け指令 第 号による指定事業を別記のとおり承継し

たので、広島県産業集積促進助成要綱第12条第3項の規定により届け出ます。なお、承継後も引き続き指定を受けたいので、同要綱及び当該奨励指定書に記載の各事項を遵守することを誓約します。

- 1 承継した事業場の所在地及び名称
- 2 承継の年月日
- 3 承継後の操業 (研究・業務) 開始の年月日
- 4 承継の事由
- 5 承継後の変更事項

注 承継の事実を証する書類を添付すること。